

# 漬物製造事業継続支援事業補助金 Q&A

雲南市役所 農業畜産課

## 【工事について】

Q1-1.現在、自宅の台所で漬物製造をしているが、当該補助金での改修の対象となるか。

A1-1.施設要件については、**工事に着手する前に雲南保健所と協議**する必要があります。  
雲南保健所から施設要件を満たす旨の回答が出た改修が補助の対象となります。

Q1-2.具体的に、どのような改修を実施すれば良いのか。

A1-2.雲南保健所から**施設要件を満たす**と認められる必要があります。

実際に改修する施設の写真や図面を元に、雲南保健所に相談をすることをお勧めします。

Q1-3.新築も補助の対象となるのか。

A1-3.新築も補助の対象となりますが、改修同様、**保健所の施設要件をクリア**する必要があります。  
図面等を基に保健所に相談をお願いします。

Q1-4.設備について、冷蔵庫や作業台も補助対象となるのか。

A1-4.営業許可取得に**必要な施設、設備が対象**となります。

雲南保健所にて必要と判断された設備については、対象となります。

ただし、場合によっては雲南市より雲南保健所に内容を確認する場合がありますので、事前にご了承ください。

Q1-5.雲南保健所から、施設・設備の要件をクリアする旨の回答があり次第、工事に取り掛かって良いか。

A1-5.雲南市の補助金の申請及び交付決定の後に、工事の着工をお願いします。  
**(交付決定前の事前着工は交付対象外となります)**。

## 【漬物の製造について】

Q2-1.製造した漬物は、雲南市内の産直へ出荷しなければならないか。

A2-1.製造した漬物は、**雲南市内の産直へ出荷**をお願いします。

補助金活用後 3 ヶ年間は、**所定の報告様式にて出荷実績のご報告**をお願いします。

Q2-2.製造した漬物の全てを雲南市内の産直へ出荷しなければならないか。

A2-2.製造した漬物の全てを雲南市内の産直へ出荷する必要はありません。

ただし、補助事業を活用する以前から補助金活用後の 3 ヶ年間を通じて、産直への出荷量及び出荷金額が下回らないよう活動継続に努めていただくよう、よろしくお願いいたします。

Q2-3.漬物の原材料は、雲南市産のものを使用しなければならないか。

A2-3.漬物の原材料は、**雲南市産のものを使用をお願いします**。産直への出荷とは異なり、実績報告は求めませんが、状況のヒヤリング等を行う場合があります。その際にご協力をお願いします。

Q2-4.漬物の原材料は、全て雲南市産のものを使用しなければならないか。

A2-4.漬物の原材料は、全てを雲南市産のものにする必要はありません。

#### 【その他】

Q3-1.グループでの申請は家族でも良いのか。

A3-1.生計を別にする 3 人以上のグループとなります。

**生計を同一にしている場合、対象外**となります。

また、漬物の販売の際には、**グループ名での販売**となりますので、グループでの活動方針や施設管理規定等含め、十分にご検討をお願いします。

Q3-2.グループとは、農事組合法人も対象となるのか。

A3-2.農事組合法人や**企業などの法人**については、島根県が実施している「**スモール・ビジネス育成支援事業補助金**」のご活用をご検討ください。

制度の詳細につきましては、島根県中山間地域・離島振興課まで、お問い合わせください。